

# 財団法人愛知県教育職員互助会寄附行為

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人愛知県教育職員互助会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号におく。

(目 的)

第3条 この法人は、愛知県職員の共済制度に関する条例（昭和29年愛知県条例第34号）

第1条の趣旨を実現するため、愛知県教育職員の福利増進を図り、もって愛知県教育の振興発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 教育文化の振興に関する事業
- (2) 福利厚生等に関する資金の給付及び貸付事業
- (3) 愛知県教育委員会が行う事務事業の受託事業
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 掛 金
- (6) 県の補助金
- (7) その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産



出する。

- ( 1 ) 小学校及び中学校 3 人
- ( 2 ) 公立高等学校等 2 人
- ( 3 ) 県立の大学 1 人

4 運営審議会委員（以下「審議会委員」という。）は、次に掲げる区分により選出する。

- ( 1 ) 小学校及び中学校 30 人
- ( 2 ) 公立高等学校等 7 人
- ( 3 ) 県立の大学 1 人
- ( 4 ) 愛知県教育委員会事務局 2 人

5 監事は、次に掲げる区分により選出する。

- ( 1 ) 小学校及び中学校 1 人
- ( 2 ) 公立高等学校等 1 人
- ( 3 ) 愛知県教育委員会事務局 1 人
- ( 4 ) 学識経験者 1 人

（役員兼任の禁止）

第 13 条 委員・審議会委員及び監事は、相互に兼ねることができない。

（役員職務）

第 14 条 委員は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

2 会長は、この法人を代表し、会務を統轄する。ただし、この法人と会長又は会長がその長である団体との利益が相反する事項については、会長は、代表権を有しない。この場合においては、あらかじめ会長が指定する副会長がこの法人を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する順序により、その職務を代行する。

4 審議会委員は、運営審議会（以下「審議会」という。）を構成し、必要な事項を審議する。

5 監事は、民法第 59 条の職務を行う。

（役員任期）

第 15 条 会長及び副会長の任期は、それぞれ第 12 条第 3 項に規定する職にある期間とし、その他の役員任期は、2 年とする。ただし、その他の役員は再任を妨げない。

2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

（解任）

第16条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、委員及び監事にあつては、理事会において総委員の4分の3以上の同意により、審議会委員にあつては、審議会において総審議会委員の4分の3以上及び理事会の同意により、解任することができる。

( 役員 の 報酬 及び 費用 弁償 )

第17条 役員は、無給とする。ただし、会員でない役員は、有給とすることができる。

2 役員は、その職務遂行のために要した費用の実費の弁償を受けることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

( 会 員 )

第18条 この法人に、会員をおく。

2 会員は、別に定める掛金を納入しなければならない。

3 会員の加入又は脱退に関する事項は別に定める。

4 会員は、この法人の目的及び事業の推進に積極的に協力するものとする。

( 事務局 )

第19条 この法人の業務を処理するため事務局を設け、次の職員をおく。

( 1 ) 事 務 長 1 人

( 2 ) 事務長補佐 1 人

( 3 ) その他の職員 若干人

## 第4章 会 議

( 会議 の 種類 )

第20条 会議は、理事会及び審議会の2種とする。

( 理事会 の 議決 事項 )

第21条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

( 1 ) 事業計画の決定

( 2 ) 事業報告の承認

( 3 ) その他この法人の運営に関する重要な事項

( 審議会 の 審議 事項 )

第22条 審議会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、理事会が附議する事項について審議する。

( 招 集 )

第23条 理事会及び審議会は、会長が招集する。

2 会議を構成する役員の2分の1以上又は監事2人以上から会議の目的たる事項を示して請

求があったときは、会長はすみやかにその会議を招集しなければならない。

3 会議を招集するには、委員又は審議会委員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第24条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 審議会の議長は、そのつど審議会委員のうちから選出する。

(定足数)

第25条 会議は、構成する役員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第26条 会議の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない委員若しくは審議会委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の委員若しくは審議会委員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 委員又は審議会委員の現在数

(3) 会議に出席した委員又は審議会委員の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)

(4) 議決事項

(5) 議事の経過

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、出席委員又は出席審議会委員のうちから、その会議において選出された議事録

署名人2人以上が、署名しなければならない。

## 第5章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第29条 この寄附行為は、理事会及び審議会において、構成する総役員の4分の3以上の同意を得、愛知県知事の承認を経て、愛知県教育委員会の認可を得なければ変更することがで

きない。

( 解散及び残余財産の処分 )

第 30 条 この法人は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定によるほか、理事会及び審議会において、構成する総役員の 4 分の 3 以上の同意を得、愛知県知事の承認を経て、愛知県教育委員会の認可があったとき解散する。

2 解散のとき存する残余財産は、理事会及び審議会の同意を得、愛知県教育委員会の認可を得て、地方公共団体又はこの法人に類似の目的を持つ他の団体に寄附するものとする。

## 第 6 章 雑 則

( 委 任 )

第 31 条 この寄附行為の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、愛知県教育委員会の設立許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の委員及び監事は、第 12 条の規定にかかわらず、別紙名簿のとおりとし、その任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず昭和 47 年 6 月 30 日までとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 10 条及び第 21 条第 1 号の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 この法人の当初の会計年度は、第 11 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和 48 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この法人は、愛知県職員の共済制度に関する条例（昭和 29 年愛知県条例第 34 号）に基づき設置された愛知県教育職員互助会（以下「互助会」という。）の事業に伴うすべての権利義務を引き継ぐものとする。
- 6 この法人設立の際、現に互助会の運営審議会委員である者については、引き続きこの法人の審議会委員になるものとする。
- 7 この法人設立の際、現に互助会の会員である者については、引き続きこの法人の会員になるものとする。
- 8 この法人設立の際、現に互助会の職員である者については、引き続きこの法人の職員になるものとする。

附 則

この寄附行為は、昭和 48 年 9 月 6 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 3 年 7 月 6 日から施行する。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この寄附行為は、平成 1 1 年 9 月 1 日から施行する。ただし、第 1 4 条第 2 項の変更規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

( 経過規定 )

- 2 変更後の財団法人愛知県教育職員互助会寄附行為(以下「新寄附行為」という。)第 1 2 条第 1 項第 5 号の規定による増員に伴って学識経験者から選出された監事の任期は、新寄附行為第 1 5 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 1 2 年 6 月 3 0 日までとする。